

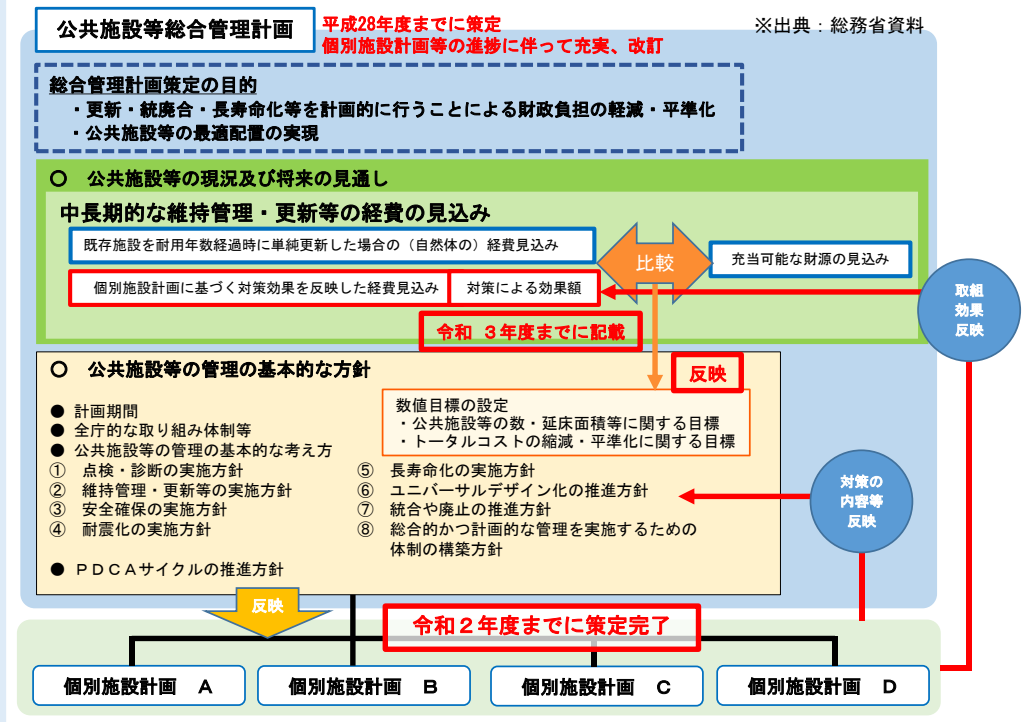
1 はじめに

【改訂の背景と目的】

○市では、長期的な視点をもって公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進することを目的として、「富士吉田市公共施設等総合管理計画」を策定。
※平成29（2017）年3月

○その後、国の要請により、令和2年度末までに、各施設の長寿命化を図ることを目的に、公共施設及びインフラ施設の個別施設計画等を策定。
※令和2（2020）年度末

○さらに国は、個別施設計画等の内容を反映させ、各施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みや、ユニバーサルデザイン化の推進方針を追記する等、総合管理計画の更なる充実のための見直しを要請。加えて、本計画をSDGsの理念と併せて推進していく必要があることから、「富士吉田市公共施設等総合管理計画」を改訂。



【計画の対象】

○公共施設（13分類・124施設）
住民文化施設、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設、学校教育施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園施設、供給処理施設、その他

○インフラ資産（9分類）
道路、橋りょう、上水道、下水道、農道、林道、トンネル、河川、道路照明灯

【計画期間】

平成29（2017）年度から令和18（2036）年度の20年間
※計画中期での見直しを行うとともに、今後の上位計画の変更や社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直す。

2 公共施設等を取り巻く現状と課題

※グラフの数値は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

【公共施設の推移】

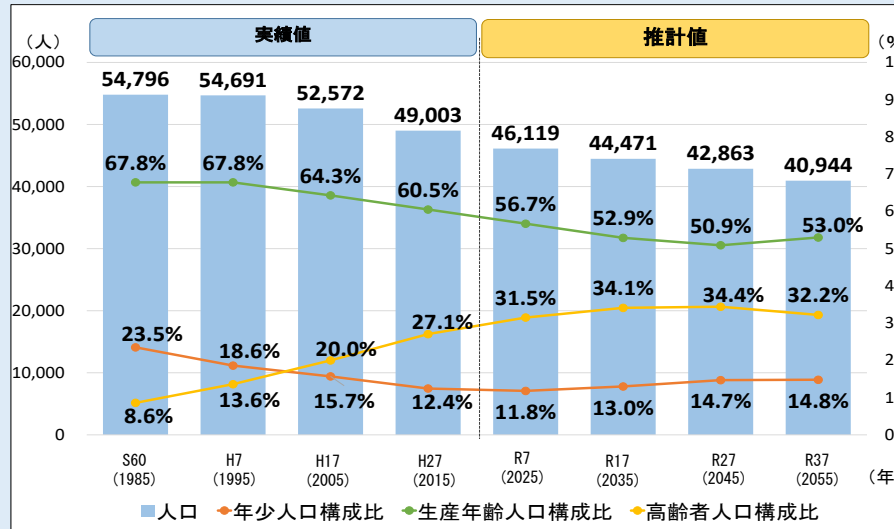
施設分類	平成28(2016)年度				令和2(2020)年度				増減	
	施設数	%	延床面積	%	施設数	%	延床面積	%	施設数	延床面積
住民文化施設	32	25.8	23,063.0	8.8	32	25.8	23,063.0	8.7	0	0
社会教育施設	3	2.4	9,064.5	3.4	3	2.4	9,064.5	3.4	0	0
スポーツ・レクリエーション施設	11	8.9	13,079.3	5.0	10	8.1	12,293.3	4.6	▲1	▲786
産業系施設	3	2.4	508.2	0.2	3	2.4	508.2	0.2	0	0
学校教育施設	14	11.3	89,792.6	34.1	14	11.3	89,803.6	33.9	0	11
子育て支援施設	6	4.8	6,559.7	2.5	7	5.6	7,487.0	2.8	1	927
保健・福祉施設	5	4.0	9,463.9	3.6	5	4.0	9,618.9	3.6	0	155
医療施設	3	2.4	25,340.9	9.6	3	2.4	26,202.6	9.9	0	862
行政系施設	9	7.3	8,219.2	3.1	10	8.1	8,542.0	3.2	1	323
公営住宅	14	11.3	51,822.0	19.7	13	10.5	51,752.8	19.5	▲1	▲69
公園施設	18	14.5	908.4	0.3	17	13.7	933.0	0.4	▲1	25
供給処理施設	2	1.6	19,421.0	7.4	2	1.6	19,421.0	7.3	0	0
その他	4	3.3	6,091.2	2.3	5	4.1	6,270.1	2.5	1	179
合計	124	100.0	263,333.9	100.0	124	100.0	264,960.0	100.0	0	1,626.1

新設：第七保育園、上吉田団地、(仮称)富士の杜巡礼の郷公園	廃止：諏訪内団地、上宿団地、市民体育館
-------------------------------	---------------------

【インフラ資産の推移】

分類	種別	単位	平成27(2015)年度	令和2(2020)年度	増減
道路	一般道	実延長(m)	362,167	363,918	1,751
		面積(m ²)	1,659,752	1,684,903	25,151
	自転車歩行車道	実延長(m)	396	396	0
		面積(m ²)	939	939	0
橋りょう	PC橋、RC橋、鋼橋	本数	170	171	1
		面積(m ²)	11,943	12,478	535
上水道	管路	延長(m)	295,551	307,267	11,716
		施設数(施設)	17	18	1
	付帯施設	面積(m ²)	1,127	1,367	240
下水道	管路	延長(m)	114,463	123,391	8,928
		延長(m)	29,706	29,706	0
農道		延長(m)	21,324	21,324	0
林道		延長(m)	125	125	0
トンネル		延長(m)	1,000	1,000	0
河川	準用河川	延長(m)	462	489	27
道路照明灯		基			

【将来人口の推移】



○人口減少・高齢化の更なる進行
→人口構造の変化を踏まえ、市民ニーズに対応した**公共施設の供給のあり方や、機能の維持向上の検討**が必要。

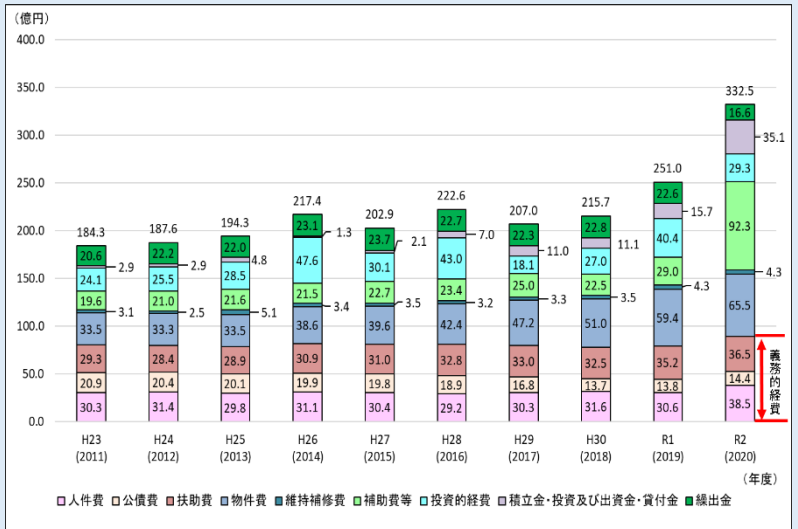
【有形固定資産減価償却率の推移】

有形固定資産減価償却率 = 老朽化を把握する指標

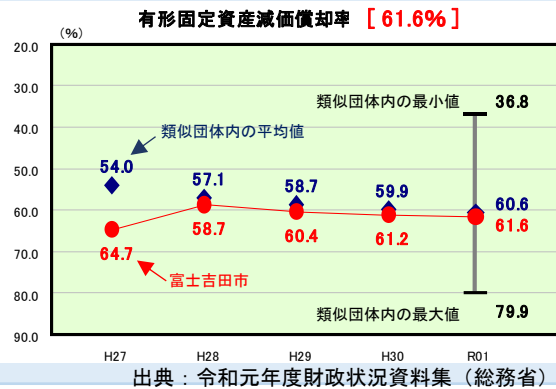
本市の有形固定資産減価償却率は、令和元年で**61.6%**となっており、**類似団体平均60.6%**を僅かに上回っているものの、**全国平均63.4%**を下回っている。

※類似団体…平成27年国勢調査の結果を基に総務省が設定。県内では都留市、大月市、中央市。

【歳出の推移】



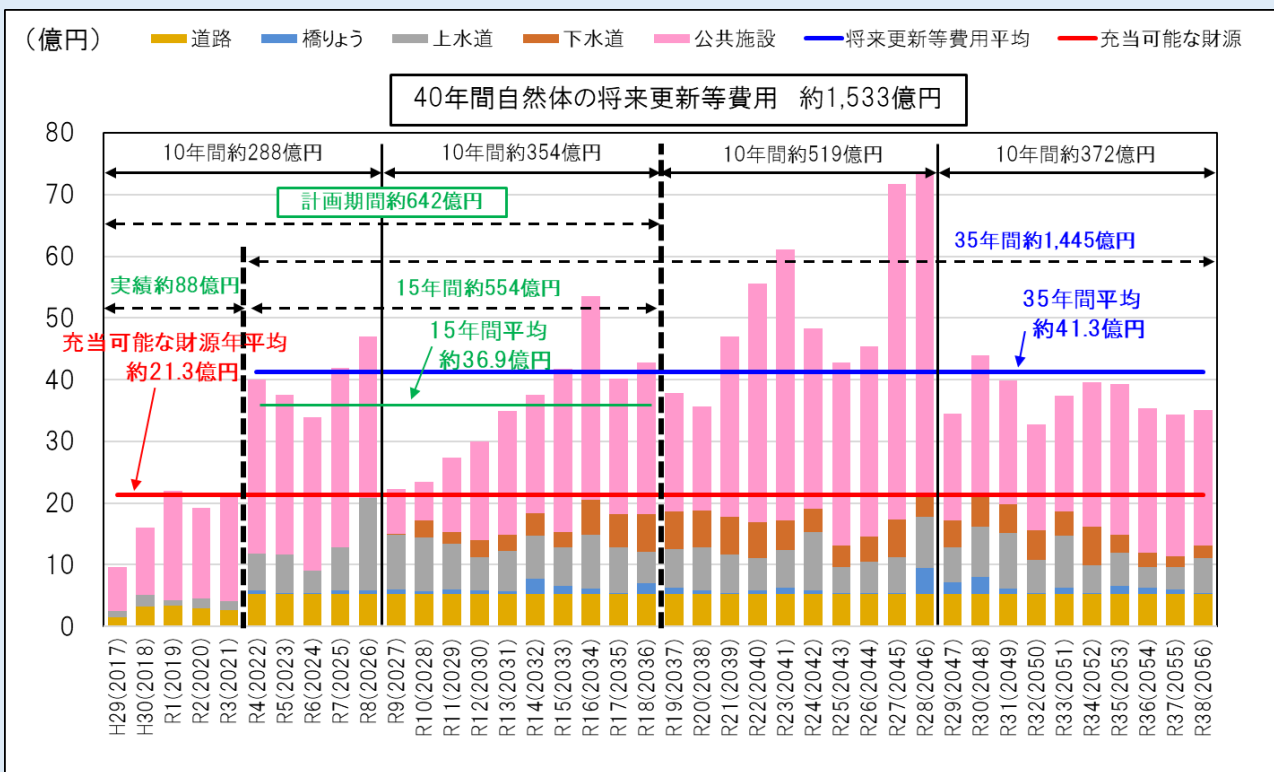
○高齢化による扶助費の増加
→義務的経費はほぼ横ばいであるものの、**扶助費は増加傾向**。また、**物件費も年々増加している**。



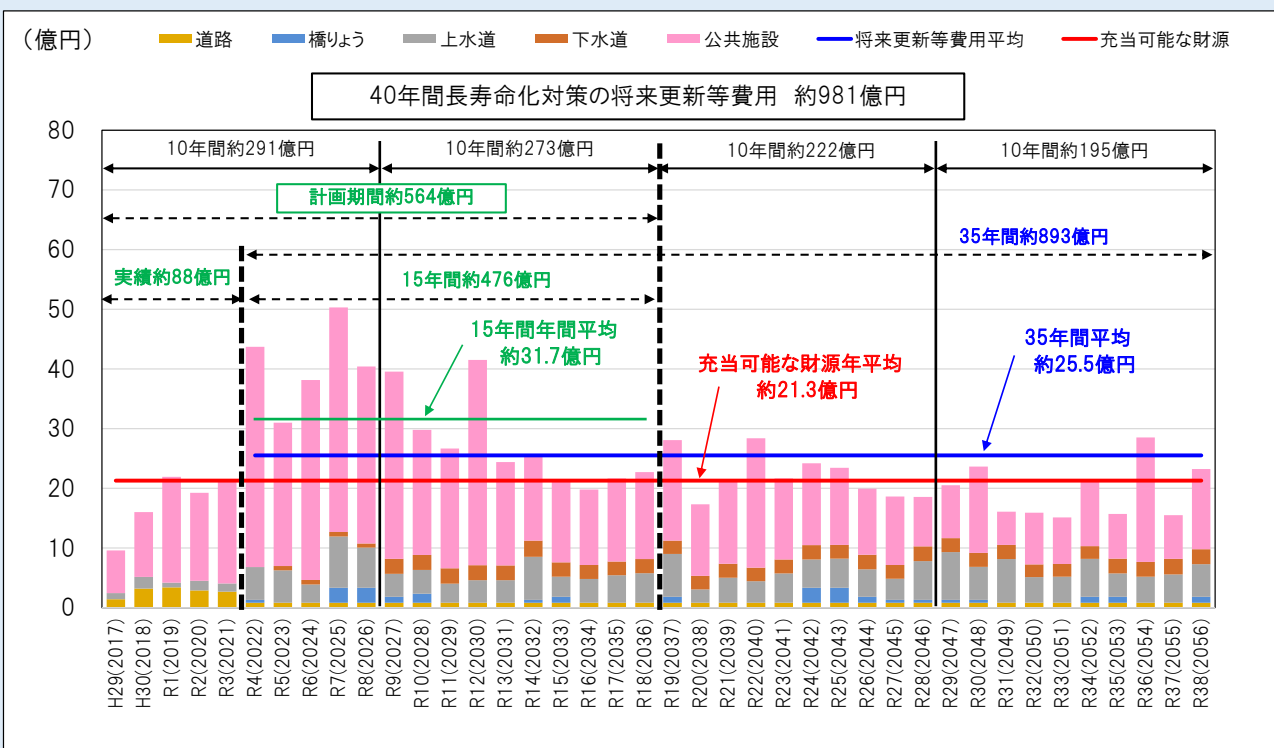
2 公共施設等を取り巻く現状と課題

【公共施設等の将来更新等費用の見通し】

■ 耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）



■ 長寿命化対策を反映した場合



○長寿命化対策をした場合、計画期間の20年間で約78億円、今後35年間で約552億円の縮減が見込まれる。

【公共施設等を取り巻く課題】

- 人口減少、少子高齢化による、新たな市民ニーズに対応した公共施設のあり方や、機能の維持向上への対応。
- 生産年齢人口の減少による、税収の減少と高齢化による扶助費増加への対応。
- 公共施設等の安全性や機能を適切に確保するための、計画的な維持管理と、長寿命化による老朽化対策の実施。
- 更新等の時期が重なることに対する、費用の平準化や抑制の実施。

3.1 公共施設等マネジメントの基本目標

- 市民ニーズを的確に捉えつつ、必要となる公共施設は計画的な予防保全による長寿命化を図るとともに、機能が重複している施設や施設利用が低迷している施設については、施設の老朽化の状況や利用の状況を把握した上で、施設総量の最適化を図る。
- 新たな施設整備を行う際には、既存施設の有効利用、県や周辺市町村との広域連携、民間施設の活用など、新たな施設の建設を伴わない方法について検討する。
- インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動におけるライフラインであり、重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行う。

基本目標1：まちづくりの視点（公共施設・インフラ資産）

- 市総合計画や市都市計画マスタープラン等との整合を図り、将来都市づくり実現への貢献を目指す。

基本目標2：施設総量の適正化（公共施設）

- 既存の施設機能を維持しつつ、施設の集約化、複合化及び廃止等の再配置により、施設総量の適正化を目指す。

基本目標3：施設の長寿命化（公共施設・インフラ資産）

- 計画的な保全、修繕等による「予防保全型」の維持管理への転換、施設の長寿命化を目指す。

基本目標4：効率的な施設運営（公共施設）

- 民間のノウハウや資金の活用、地域の住民・団体などとの連携により、効率的な施設の運営を目指す。

基本目標5：必要な機能の確保（公共施設・インフラ資産）

- 予防保全型の計画的な維持管理、市民生活の安全の確保や向上を図る公共施設等の配置を目指す。

基本目標6：SDGsの推進（公共施設・インフラ資産）

- 公共施設等を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを進めるにあたり、SDGsの実現に向けて貢献することを目指す。



3.2 公共施設等の保有量の基本目標

- 公共施設の延床面積を **10%削減** する。 ※中期見直しの際に再検証することとする。

3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【公】公共施設 【イ】インフラ資産

①点検・診断及び安全確保の実施方針

- 【公】○「事後保全型」から「予防保全型」に転換し、計画的な保全を図る。
 - 「法定点検」に加え、個別施設計画策定時に作成・使用した点検マニュアル等を活用し職員による定期的な点検調査を実施する。
 - 供用廃止施設、今後利用する見込みのない施設の解体、除去等による安全の確保を図る。
- 【イ】○ 施設の重要度等を踏まえ、「予防保全型」と「事後保全型」に分け、適切な維持管理を図る。
 - 日常点検を実施し、対応が容易なものについてはその都度措置を行い、安全確保を図る。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 【公】○ 点検・診断結果を踏まえた適切な時期に修繕を実施することにより、機能の維持を図る。
 - 修繕や改修に際しては、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図る。
 - 適正配置計画、統廃合等の計画のある施設については、計画に基づき施設の適正な配置を進める。
 - 民間事業者の活用により、効率的な施設の運営や質の高い行政サービスを維持する。
- 【イ】○ 整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図る。

3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

③耐震化の実施方針

- 【公】○ 現時点では耐震基準を満たしていない施設はないが、施設の老朽度や今後の需要を考慮し、必要に応じて計画的な耐震化を検討する。
- 【イ】○ 各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検・診断結果等に基づき耐震化を推進する。

④長寿命化の方針

- 【公】○ 予防保全を図る建物については、建物の使用年数を目標使用年数まで長寿命化する。（ただし、国の策定指針等により、長寿命化の方針等が示されている公共施設は除く。）

本計画における標準耐用年数と目標使用年数		
建物の構造	標準耐用年数	目標使用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	60年	80年
鉄骨造	45年	65年
その他（コンクリートブロック造 等）	30年	50年

- 長期的に安全で快適に使用するため、予防保全的な観点から、修繕・改修周期を設定し、建物の改修等を計画的に実施することで、劣化の進行を遅らせ、施設性能の低下を長期間に渡り抑制する。
- 大規模改修等を実施する際には、原状回復だけでなく、時代のニーズに合わせ、建物の性能・機能も向上させる。
- 【イ】○ 個別施設計画等が策定されている施設は、各計画の内容を踏まえて長寿命化を進めていく。

⑤統合や廃止の推進方針

- 【公】○ 統廃合を行う際には、まちづくりの視点や市民意向を踏まえ、適正配置計画、機能移転計画等に基づき、適正配置を図る。
- 必要性が低くなった施設などは、将来の施設のあり方について、規模の縮小化、他の施設との複合化や廃止等を検討する。
- 【イ】○ 長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や市民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図る。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 改修・更新等の実施に合わせて、ユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心・安全で快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図る。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 【市民との情報共有・協働体制の構築】
- 市民からの意見を広く募り、市民の意向を反映させる仕組みや市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について、中長期的に検討を進める。
- ホームページ・広報紙等を活用し、計画の進捗を広報していく。
- 【民間事業者との連携】
- 民間活用による効果が期待できる施設については、指定管理者制度の導入や PPP・PFI 等の活用を検討し、事業の効率化等を図る。
- 【庁内におけるマネジメント意識の啓発】
- 職員に対しての研修会等を定期的実施し、公共施設等のマネジメント意識の共有と向上に努める。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

①公共施設

【共通事項】

- 個別施設計画等に基づき定期点検等を行い、計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図る。
- 小規模な建物や倉庫等は定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図る。

【①住民文化系施設】（コミュニティセンター等）

- 将来の需要と市民の多様なニーズを踏まえ、市民サービスの充実を目指すとともに、利用率及びサービス水準の維持・向上を図る。



【②社会教育系施設】（市民会館・図書館等）

- 「歴史民俗博物館（ふじさんミュージアム）」は、（仮称）富士の杜巡礼の郷公園エリアの中核施設として集客力の強化、運営効率化のために、指定管理者制度の導入を検討する。
- 「御師旧外川家住宅」は、施設の耐震化を図り、適正な維持管理を図る。



【③スポーツ・レクリエーション系施設】（道の駅富士吉田、鍾山スポーツセンター等）

- 「道の駅富士吉田」、「富士山アリーナ」、「富士山レーダードーム館」は必要なリニューアルを行い、その後は施設の長寿命化を図る。
- 「鍾山スポーツセンター」は、施設の老朽化等に対応するために、建替え等を検討する。



【④産業系施設】（職業訓練所等）

- 「職業訓練所」は、経過年数が長寿命化の目標年数を過ぎていることから、民間施設等の活用について検討する。



【⑤学校教育系施設】（小中学校、看護専門学校、学校給食センター等）

- 「小中学校」は、教育内容等の多様化や、児童・生徒の生活様式の変化に対応できるように施設整備を進める。また、多様な児童・生徒が利用できる学校施設とするため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を進める。
- 児童・生徒数の減少が続く、適正な学校規模や配置の維持が困難となった場合は、統廃合等の検討を行う。
- 「看護専門学校」は、社会情勢の変化を踏まえ、閉校を前提とした今後のあり方を検討する。
- 「学校給食センター」は、給食提供が停止することのないように、施設の適正な維持管理を図る。



【⑥子育て支援施設】（保育園）

- 「保育園」は、『公立保育所の適正配置計画』に基づき、施設の適正配置を進める。



【⑦保健・福祉施設】（特別養護老人ホーム、福祉ホール・子育て支援センター等）

- 「福祉ホール・子育て支援センター」は、保育や育児に関するニーズが多様化しており、今後はそのニーズに対応するための運営方法として、民間委託の導入を検討する。



【⑧医療施設】（富士北麓総合医療センター、市立病院等）

- 「富士北麓総合医療センター」は、給排水設備等の老朽化が進んでいるため、定期的な点検等による維持管理に努め、機能移転や建替え等も含めて施設のあり方について検討を進める。



4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【⑨行政系施設】（富士吉田市役所、防災備蓄倉庫等）

- 「富士吉田市役所」は、今後も行政サービス・防災の拠点施設として、定期的な点検・診断や修繕等を実施し、適正な維持管理を図り、並行して庁舎の問題点を解決するため、新庁舎建設に向けての具体的な計画について検討する。
- 「防災備蓄倉庫」は、災害の発生時に物資供給機能等を果たす重要な施設であることから、適正な維持管理に努める。エリアごとに配置され、必要な備蓄を行うための床面積等を算出して建設していることから、現在の施設数を維持する。



【⑩公営住宅】

- 「富士吉田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の管理や改修、建替え等を計画的に進め、適正戸数の管理に努める。



【⑪公園施設】（明見湖公園、新倉山浅間公園等）

- 個別施設計画を策定している公園は、計画に基づき適正な維持管理を図り、その他の公園施設は定期的な点検等を踏まえ、必要に応じて修繕等を行い、適正な施設の維持管理を図る。



【⑫供給処理施設】（環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ等）

- 「環境美化センターごみ処理施設・リサイクルプラザ」は、令和13（2031）年度まで稼働し、令和14（2032）年度より新たな施設が稼働予定。
- 「環境美化センターし尿処理施設」は、長寿命化を図る一方で、近隣町村を含めた次期施設の更新計画等を検討する。



【⑬その他】（教員住宅、御師浅間坊等）

- 「寿町教職員住宅」は、市営寿団地との関係性を整理し、その結果で解体を行うものとする。
- 「御師浅間坊」は、「御師浅間坊整備活用基本構想」に基づいた整備を進める。



②インフラ資産

【①道路】

- 路線の重要度から、予防保全型管理と事後保全型管理に分類し、管理を行う。

【②橋りょう】

- 道路パトロール時に実施する「日常点検」、国の橋梁定期点検要領に基づいて実施する「定期点検」により、安全確保を図る。

【③上水道】

- 予防保全型の維持管理を進め、また地震等の災害に備え、上水道施設の耐震化を進める。

【④下水道】

- 点検・調査等によって状態の把握・評価を行い、中長期的な施設の状態を予測しながら、リスク評価等により優先順位付けを行い、施設全体を計画的かつ効率的に管理する。

【⑤農道、⑥林道】

- 日常的な巡回や点検等により、施設の状況の把握に努め、損傷が確認された場合には補修を実施する。

【⑦トンネル】

- 関連法令に基づき、5年ごとの近接目視点検を実施する。

【⑧河川】

- 点検により施設の状況の把握に努め、損傷などの危険性が確認された場合は、適切に機能回復を図る。

【⑨道路照明灯】

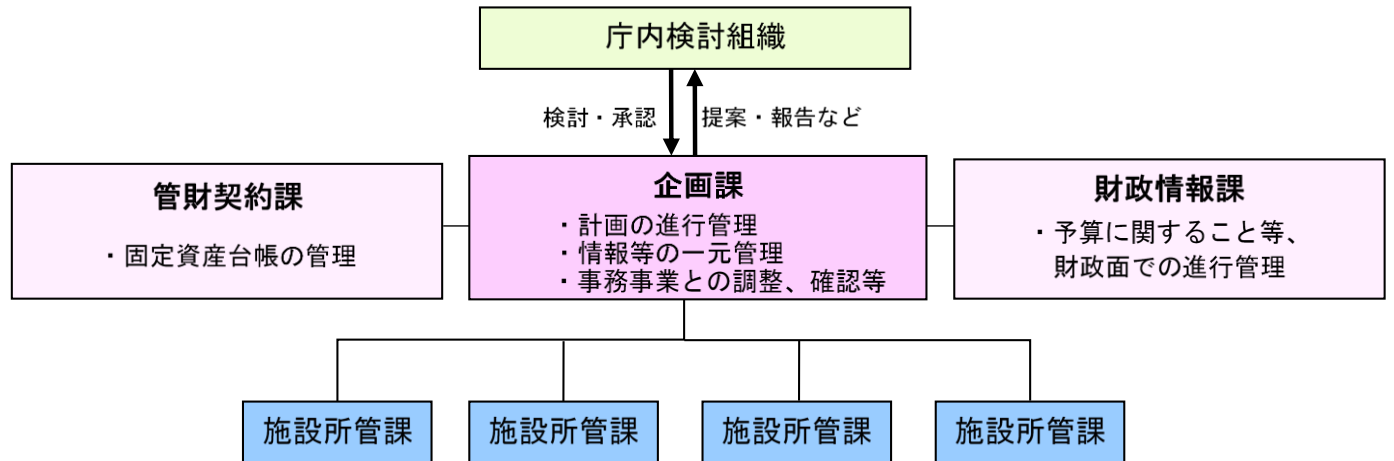
- 職員による巡回と市民との協働により日常の点検を行い、損傷箇所の早期発見と適正対応に努める。

5 公共施設等マネジメントの推進体制

全庁的な取組体制の構築

(1) 取組体制の構築

■全庁的な取組体制のイメージ



(2) 情報管理、共有のあり方

公共施設等に関する情報を一元的に管理・共有化するための情報データベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みの構築を目指す。

(3) 庁内におけるマネジメント意識の啓発

職員一人ひとりが、公共施設及びインフラ資産の現状や、本計画策定意義や必要性を理解するため、職員研修会の開催等により、庁内マネジメント意識の向上に努める。

市民との情報共有

- ・公共施設等マネジメントの推進にあたっては、受益者である市民の理解が必要不可欠であり、また、公共施設等の課題解決の方法を考えることは、今後のまちづくりを考えることであると言える。

- ・市の財政状況や公共施設等の保有状況など、市が直面する状況や課題などについて、広報紙やホームページなどの手段を用いた情報公開を進める。

- ・市民等の意見・意向の収集に努め、市民と行政の協働による公共施設等マネジメントを推進する。

フォローアップの実施方針

- ・PLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（改善）サイクルを用いた評価を定期的を実施。

■フォローアップの実施イメージ

